

宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領

(設置)

第1条 松くい虫被害のまん延を防止し、もって森林資源の保護と森林の持つ公益的機能を保全するために行う松くい虫被害対策の適正かつ円滑な実施に資するため、宮城県松くい虫防除対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び副会長並びに委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 水産林政部長
- (2) 林業技術総合センター所長
- (3) 仙台森林管理署長
- (4) 石巻市長
- (5) 松島町長
- (6) 宮城県森林組合連合会代表理事会長
- (7) 宮城県農業協同組合中央会常務理事
- (8) 宮城県養蜂協会長
- (9) 宮城県漁業協同組合専務理事
- (10) 食・緑・水を創る宮城県民会議会長
- (11) 宮城県森林整備事業協同組合代表理事
- (12) 石巻地方松くい虫防除推進会長

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の事務を統轄し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項
- (3) 樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項
- (4) 地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項
- (5) 命令防除の実施区域に関し必要な事項
- (6) その他松くい虫被害対策に必要な事項

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が主宰する。

2 会長は、必要に応じて協議会を開催することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(地区防除協議会の設置)

第6条 協議会の下に、必要に応じて各地方振興事務所ごとの地区松くい虫防除協議会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、水産林政部森林整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、昭和51年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月15日から施行する。

宮城県松くい虫防除対策協議会委員

所 属	職 名	備 考
関係市町長	石巻市長	
	松島町長	
東北森林管理局	東北森林管理局仙台森林管理署 署長	
林業団体	宮城県森林組合連合会 代表理事会長	
農業団体	宮城県農業協同組合中央会 常務理事	
	宮城県養蜂協会 会長	
漁業団体	宮城県漁業協同組合 専務理事	
関係団体	食・緑・水を創る宮城県民会議 会長	
木材生産団体	宮城県森林整備事業協同組合 代表理事	
有識者	石巻地方松くい虫防除推進会 会長	
県関係	宮城県水産林政部 部長	
	宮城県林業技術総合センター 所長	